

国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「教員」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 就業規則第4条第1項第1号に規定する教育職員のうち、原則として国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程第2条第1項第1号に規定する年俸制給与の適用を受ける者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「教員」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 就業規則第4条第1項第1号に規定する教育職員のうち、原則として国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程第2条第1項第1号又は<u>国立大学法人東京農工大学2号年俸制給与に関する規程第2条第1項第1号</u>に規定する年俸制給与の適用を受ける者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	

附 則(令和2年10月1日教規程第30号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。